離婚届の記入方法
（協議離婚の場合）

※令和8年4月1日から離婚届の様式が変更になりました。

離　婚　届

受理　令和　年　月　日　第　号
通知(送付) 令和　年　月　日　第　号

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附　票	住民票	通

届出をする日 → 令和 8 年 4 月 1 日届出

宮崎県小林市　長　殿

	夫	妻
(フリガナ) 氏名	コバヤシ　ジロウ（氏：小林　名：二郎）	コバヤシ　サクラ（氏：小林　名：桜）
生年月日	☐昭和 ☑平成 ☐西暦 〇〇年 5月 5日	☐昭和 ☐平成 ☑西暦 １９××年 １月 １日
住所（住民登録をしているところ）	宮崎県小林市細野３０番地 東館住宅２号	宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 ８９９９番地１１１
本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	宮崎県小林市細野３００番地	
筆頭者の氏名	小林　二郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	夫の父 小林　春男（続き柄：長　男） 母 宮崎　夏代	妻の父 須木　秋広（続き柄：二　女） 母 須木　冬子
	養父（続き柄：養　子） 養母 小林　星子	養父（続き柄：養　女） 養母
離婚の種別	☑協議離婚　☐和解　年　月　日成立 ☐調停　年　月　日成立　☐請求の認諾　年　月　日認諾 ☐審判　年　月　日確定　☐判決　年　月　日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐夫 ☑妻 は ☑もとの戸籍にもどる ☐新しい戸籍をつくる 宮崎県小林市須木中原１７５７番地　筆頭者の氏名　須木　秋広	
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子：小林　蛍 父（夫）が親権を行う子：小林　三朗 母（妻）が親権を行う子：小林　月子　小林　陽子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
（協議離婚で親権者の定めをした場合）相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください。	夫 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 ☑離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

同居の期間	☐昭和 ☐令和 ☑平成 ☐西暦 〇〇年 10月から（同居を始めたとき）	☐昭和 ☐令和 ☑平成 ☐西暦 ××年 2月まで（別居したとき）
別居する前の	☑ 夫 ~~妻~~ の住所と同じ ☐ 別居していない	
別居する前の世帯のおもな仕事と	☐1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☑4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	（国勢調査の年…令和　年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）	
	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名（※押印は任意）	夫 小林　二郎　印	妻 小林　桜　印

証　人（協議離婚のときだけ必要です）

署名（※押印は任意）	小林　春男　印	須木　秋広　印
生年月日	☑昭和 ☐平成 ☐西暦 △△年 9月 9日	☑昭和 ☐平成 ☐西暦 ▽▽年 4月 4日
住所	宮崎県小林市北西方１２４６番地６ 西小林アパート２０３号	宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 ８９９９番地
本籍	宮崎県えびの市大字栗下 １２９２番地	宮崎県小林市須木中原１７５７番地

未成年の子がいる場合は、次の☐にあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
☑取決めをしている。　☐まだ、決めていない。
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
☑取決めをしている。　☐まだ、決めていない。
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子（**未成年の子に限られません**）がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について
☑取決めをしている。
☐まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくも暫定的に教育費を請求することができる制度があります。
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

連絡先	夫：０９０－△△△△－□□□□ 妻：０８０－▽▽▽▽－◇◇◇◇

【同居の期間】
・別居していない場合は、「別居したとき」は空欄にする。

【別居する前の住所】
・別居している場合は記入

【別居する前の世帯のおもな仕事】
・該当する項目にチェック

【夫妻の職業】
・国勢調査の年以外は空白

【届出人署名】
・現在の氏名で署名(自署)

【証人】
・協議離婚の場合、成人二人の証人が必要。

【住所】
・都道府県名から記入
（政令指定都市、県庁所在地以外）
・番地、アパート名等も必ず記入

【父母・養父母氏名】
・実父母（死亡していても）の氏名と続き柄を記入
・養父母がいる場合は記入

【離婚の種別】
・協議(話合い)での離婚の場合は「協議離婚」にチェック

【婚姻前の氏にもどる者の本籍】
・旧氏(姓)にもどる場合に記入
・婚姻中の氏(姓)を離婚後も称する場合は、空欄にする。
※別届出が必要

【未成年の子の氏名】
・親権を行う者（父母双方・父・母）の欄に親権を行う子の氏名を記入

【協議離婚で親権者の定めをした場合】
・夫、妻それぞれがチェック
※チェックがない場合、受理できない場合があります。

【連絡先】
・昼間の連絡先を記入

【未成年の子がいる場合】
・該当するほうにチェック

◎記入を間違えた場合
書き間違えたときは、修正液等は使用せず、間違えた箇所に「〇〇〇」と二重線を施し、空いているところに書き直してください。

離　婚　届　の　届　出　方　法

①【必要なもの】

○　官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど）

※ 持っていなくても、届出はできます。

⇒ 持っていない場合、届出があったことをご本人宛に後日郵便でお知らせいたします。

②【届出方法】

下記のうち、いずれか一箇所の窓口に届出をしてください。

○　新しく本籍を置く市区町村の戸籍届出窓口

○　現在の本籍のある市区町村の戸籍届出窓口

○　住所登録をしている市区町村の戸籍届出窓口

○　一時的に滞在している市区町村の戸籍届出窓口

※ この届出のみでは現住所はそのままですので、住所の異動がある場合は住民異動の手続きを別途行ってください。

休日に届出をされる場合は、守衛室で受付をしております。（住民異動の手続きは平日のみとなります。）

③【新戸籍ができるまでの期間】

小林市に届出をして、小林市に新しく本籍を置く場合、届出から新戸籍ができるまでに１週間程度かかります。

小林市以外に新しく本籍を置く場合、新戸籍ができるまでの期間は、新本籍地の戸籍係に確認してください。

● 現在の氏を離婚後そのまま名乗られる場合は、離婚届用紙のほかに、「離婚の際に称していた氏を称する届」の用紙が必要になります。

※ ここには、ごく一般的にご注意いただきたい事項を掲げています。

渉外関係（外国人との離婚）や裁判等による離婚においては、一般的な説明では十分でない場合もありますのでご相談ください。

その他不明な点がありましたら下記へお問い合わせください。

小林市役所市民課　　℡　0984－23－1112